

入札説明書

「令和8年度加太開発整備事業現場維持管理業務委託」

令和8年度加太開発整備事業現場維持管理業務委託については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」により和歌山県土地開発公社が調達する。

当該「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県土地開発公社の契約に関する規程（昭和49年制定。以下「規程」という。）和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年度制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告年月日
令和8年3月9日
- 2 条件付き一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和8年度
 - (2) 調達業務の名称
加太開発整備事業現場維持管理業務委託
 - (3) 調達業務の内容
加太開発整備事業現場維持管理業務を委託する。
仕様書のとおり
 - (4) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
 - (4) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
 - (5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (7) 格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (9) 和歌山市内に主たる営業所を有する者
- (10) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (11) 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
①子会社等と親会社等の関係にある場合
②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
①組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
②その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 和歌山県の発注する建設工事において、土木工事業の入札参加資格を有する者であること。
- (13) 格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがA又はBランクであること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県土地開発公社

和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

(2) 期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4の(1)のとおり

(2) 期間

4の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年3月10日（火）から令和8年3月12日（木）までの間において、和歌山県土地開発公社に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

- ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式1：要領別記第1号様式）とする。
- イ 質問に対しては、原則として令和8年3月16日（月）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県土地開発公社ホームページへの掲載の方法及び和歌山県土地開発公社での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、和歌山県土地開発公社の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第7条から第9条までの規定を準用した手続きに基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県土地開発公社
和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

イ 期間

令和8年3月25日（水）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県土地開発公社
和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

イ 日時

令和8年3月25日（水）午後1時30分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の11

0分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。

イ 入札金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 入札書内の入札金額の内訳を必ず記載すること。

エ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

カ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 郵送により入札する場合には、入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示した封筒に入札書を入れ密封すること。また、入札書を入れた封筒は外封筒に入れ、書留郵便で令和8年3月24日（火）午後5時00分までに、和歌山県土地開発公社へ必着させること。

(5) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県土地開発公社の複数の職員（うち上席の人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる和歌山県土地開発公社の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

当該入札執行調書には、6による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及びこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任されていない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県土地開発公社の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 規程第16条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県土地開発公社の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札候補者は、6の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本公社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 国債又は地方債債権金額（割引の方法で発行された国債又は地方債であって担保の提供の日より5年以内に償還期限が到来しないものについては、発行価格）

(イ) 政府の保証のある債券 額面金額

(ウ) 理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証証書に記載された保証金額

(エ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(オ) 銀行が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(カ) 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(キ) その他確実と認められる担保で理事長の定めるもの 理事長の定める額

(ク) 保険事業会社の保証

ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約の相手方（落札者）が保険会社との間に和歌山県土地開発公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

： 契約の相手方（落札者）は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方（落札者）が過去2箇年の間に国（公団等を含む。）、地方公共団体並びに和歌山県土地開発公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

： 契約の相手方（落札者）は、契約保証金納付免除申請書（様式4）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16並びに規程第28条から第29条及び第33条から第34条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県土地開発公社

(2) 所在地

和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

郵便番号 641-0024

電話番号 073-448-1832

ファクシミリ番号 073-448-1836